墨田区介護保険条例の一部を改正する条例(案)概要

1 保険料率の改定

第5期介護保険事業計画期間の基準保険料率の改定

介護給付費の上昇等に対応するため、第1号被保険者に係る平成24年度から平成26年度までの保険料率について、各区分における保険料率の基準となる基準額(第4段階の保険料率)を48,624円から65,700円に改める。

*保険料率一覧表・・Aを参照

保険料所得段階区分の多段階化

保険料所得段階区分をこれまでの実質12段階から実質14段階とする。

- ア 介護保険法施行規則の改正により、現行の第6段階の基準所得金額の上限額が2 00万円未満から190万円未満に変更になったことから、第6段階及び第7段階 の2段階を、第6段階、第7段階及び第8段階の3段階に細分化する。
 - *保険料率一覧表・・Bを参照
- イ 介護保険法施行令の改正による保険料軽減措置(特例第3段階の設定)

介護保険法施行令の一部改正により、第3段階のうち公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の者について、新たに特例第3段階を設けて、当該者の保険料率を軽減する。

*保険料率一覧表・・Cを参照

財政安定化基金の取り崩しによる保険料軽減措置

東京都が設置する財政安定化基金の取り崩しにより、本則に定める保険 料率の軽減を図る(基準額においては月額75円の減額)。

2 墨田区介護認定審査会の委員の定数の改正

介護認定の申請者の増加により、墨田区介護保険認定審査会の委員の定数 を次のように改める。

- · 125人以内 145人以内(+20人)
- 3 施行期日

平成24年4月1日

		現行	改 ፲	E 案	
	被保険者の区分	本則に定める 保険料率	本則に定める 保険料率	特例措置による 保険料率	
基準額	第1段階 (割合0.50) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者等	(割合 0 . 5 0) 2 4 , 3 1 2 円 (2,026 円)	3 2 , 8 5 0円 (2,737円)	3 2 ,4 0 0円 (2,700円)	
	第2段階 (割合0.50) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階に該当しない者等	(割合 0 . 5 0) 2 4 , 3 1 2 円 (2,026 円)	3 2 , 8 5 0円 (2,737円)	3 2 ,4 0 0円 (2,700円)	
	特例第3段階(旧第3段階)(割合0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等 の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超 え、120万円以下で、第1段階及び第2段階に該当 しない者等	(割合 0 . 7 5) 3 6 , 4 6 8 円 (3,039 円)	4 1 , 0 6 2円 (3,421円)	4 0 ,5 0 0円 (3,375円)	С
	第3段階 (割合0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階から特例第3段階までに該当しない者等		49,275円 (4,106円)	4 8 ,6 0 0円 (4,050円)	
	特例第4段階 (割合0.875) 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及 び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階か ら第3段階までに該当しない者等	(割合 0 . 8 0) 3 8 , 8 9 9 円 (3,241 円)	57,487円 (4,790円)	5 6 ,7 0 0円 (4,725円)	
	第4段階 (割合1.00) 被保険者が住民税非課税で、第1段階から特例第4段 階までに該当しない者等	48,624円 (4,052円)	6 5 ,7 0 0円 (5,475円)	6 4 ,8 0 0円 (5,400円)	Α
	第5段階 (割合1.125) 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段 階から第4段階までに該当しない者等	(割合1.10) 53,486円 (4,457円)	7 3 , 9 1 2円 (6,159円)	7 2 ,9 0 0円 (6,075円)	
	第6段階 (割合1.25) 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円 未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等	(割合1.25) 60,780円	8 2 , 1 2 5円 (6,843円)	8 1 , 0 0 0円 (6,750円)	
	第7段階(旧第6・7段階) (割合1.50) 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円 未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等	(5,065円) (割合1.50)	9 8 , 5 5 0円 (8,212円)	9 7 ,2 0 0円 (8,100円)	В
	第8段階(旧第7段階) (割合1.65) 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円 未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等	72,936円 (6,078円)	108,405円 (9,033円)	1 0 6 , 9 2 0円 (8,910円)	
	第9段階(旧第8段階) (割合1.85) 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円 未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等	(割合1.60) 77,798円 (6,483円)	1 2 1 , 5 4 5円 (10,128円)	1 1 9 , 8 8 0円 (9,990円)	
	第10段階(旧第9段階) (割合2.30) 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円 未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等	(割合1 . 7 0) 8 2 , 6 6 0円 (6,888円)	151,110円 (12,592円)	1 4 9 , 0 4 0円 (12,420円)	
	第11段階(旧第10段階) (割合2.55) 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円 未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等	(割合1 . 8 0) 8 7 , 5 2 3 円 (7,293 円)	1 6 7 , 5 3 5円 (13,961円)	1 6 5 , 2 4 0円 (13, <i>7</i> 70円)	
	第12段階(旧第11段階) (割合2.80) 第1段階から第11段階までに該当しない者	(割合1.90) 92,385円 (7,698円)	183,960円 (15,330円)	181,440円 (15,120円)	

月額保険料額は、年額保険料÷12月で算出したものであり、実際の保険料月額とは異なる。